

玉野市南海トラフ地震 防災対策推進計画

令和5年4月

玉野市防災会議

目次

第1章 総則	1
第1節 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的	1
第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域	1
第3節 南海トラフ地震の被害想定	2
第4節 防災会議	2
第5節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	2
第2章 災害対策本部等の設置等	3
第1節 災害対策本部の設置	3
第2節 災害対策本部の組織及び運営	3
第3節 災害応急対策要員の参集	3
第3章 地震発生時の応急対策等	4
第1節 地震発生時の応急対策	4
第2節 資機材、人員等の配備手配	6
第3節 他機関に対する応援要請	6
第4節 帰宅困難者への対応	7
第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	8
第1節 津波からの防護	8
第2節 津波に関する情報の収集・伝達等	8
第3節 避難指示等の発令基準	9
第4節 避難対策等	9
第5節 消防機関等の活動	10
第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	11
第7節 交通	12
第8節 市が自ら管理又は運営する施設等に関する対策	13
第9節 迅速な救助	14
第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	15
第1節 南海トラフ地震に関連する情報	15
第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	16
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	17
第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	23
第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	24
第7章 防災訓練計画	26
第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	27
第9章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の施策目標等	29

第1章 総則

第1節 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的

1 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震防災対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項及び南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、南海トラフ地震防災対策基本計画（令和3年5月25日、中央防災会議改定）等を踏まえて作成する。

この計画に定めがない事項については、玉野市地域防災計画による。

3 推進計画の作成に当たって配慮すべき事項

以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、「命を守る」ことを目標とし、ソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針として、地域の被害想定等に応じた計画を作成する。

- (1) 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること。
- (2) 時間差において複数の巨大地震が発生する可能性があり、その被害は広域かつ甚大となること。
- (3) 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なると考えられること。

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震防災対策特別措置法第3条に基づき指定された岡山県内の南海トラフ地震防災対策推進地域の区域は、次表のとおりであり、本市も指定区域とされている。

【平成26年3月31日内閣府告示第21号】

岡山市、倉敷市、**玉野市**、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、都窪郡早島町、里庄町、矢掛町

第3節 南海トラフ地震の被害想定

玉野市地域防災計画「資料編」第1章「本編関連資料」第1節「総則」に記載する。

第4節 防災会議

玉野市地域防災計画「本編」（以下、「本編」という。）第1部「総則」第2章「防災会議」に記載する。

第5節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

「本編」第1部「総則」第3章「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に記載する。

第2章 災害対策本部等の設置等

第1節 災害対策本部の設置

南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに玉野市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

「本編」第2部「災害予防計画」第3章「災害に強い体制づくり」第1節「災害応急体制整備」及び第3部「災害応急対策計画」第1章「防災体制」第1節「防災組織・防災体制」に準ずる。

第2節 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、玉野市災害対策本部条例に定めるところによる。

「本編」第2部「災害予防計画」第3章「災害に強い体制づくり」第1節「災害応急体制整備」及び第3部「災害応急対策計画」第1章「防災体制」第1節「防災組織・防災体制」に準ずる。

第3節 災害応急対策要員の参集

- 1 市長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定める。

「本編」第2部「災害予防計画」第3章「災害に強い体制づくり」第1節「災害応急体制整備」及び第3部「災害応急対策計画」第1章「防災体制」第1節「防災組織・防災体制」に準ずる。

- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

「本編」第2部「災害予防計画」第3章「災害に強い体制づくり」第1節「災害応急体制整備」及び第3部「災害応急対策計画」第1章「防災体制」第1節「防災組織・防災体制」に準ずる。

第3章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達における役割

「本編」第3部「災害応急対策計画」第1章「防災体制」第2節「防災情報及び被害情報」及び第7節「津波災害情報の伝達等」に準ずる。

(2) 地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達

被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮する。

「本編」第3部「災害応急対策計画」第1章「防災体制」第2節「防災情報及び被害情報」及び第7節「津波災害情報の伝達等」に準ずる。

2 施設の緊急点検・巡視

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

その他事項については、「本編」第3部「災害応急対策計画」第5章「機能確保活動」第3節「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

3 二次災害の防止

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震・津波による危険物施設、魚介類の養殖施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。 ● 倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒及び地盤の緩みに伴う土砂災害警戒等について、広報活動や警戒活動を行う。

その他事項については、「本編」第2部「災害予防計画」第6章「事故災害予防対策」第5節「危険物等保安対策」、第9節「流出油等災害予防対策」及び第3部「災害応急対策計画」第3章「事故災害応急対策」第4節「危険物等災害対策」に準ずる。

4 救助活動

「本編」第2部「災害予防計画」第3章「災害に強い体制づくり」第3節「救助、救急、医療体制、保健医療体制整備計画」及び第3部「災害応急対策計画」第2章「緊急活動」第1節「救助計画」に準ずる。

5 救急・医療活動

「本編」第2部「災害予防計画」第3章「災害に強い体制づくり」第3節「救助、救急、医療体制、保健医療体制整備計画」及び第3部「災害応急対策計画」第2章「緊急活動」第2節「救急・医療計画」に準ずる。

6 消火活動

「本編」第3部「災害応急対策計画」第2章「緊急活動」第10節「消防」に準ずる。

7 物資調達

「本編」第2部「災害予防計画」第4章「災害対策への備え」第2節「物資等の確保」及び第3部「災害応急対策計画」第2章「緊急活動」第6節「物資等の受入、集積、搬送、配分計画」並びに第3部「災害応急対策計画」第4章「民生安定活動」第3節「食料供給、炊き出し計画」、第4節「飲料水の供給計画」、第5節「生活必需品等調達供給計画」に準ずる。

8 輸送活動

「本編」第3部「災害応急対策計画」第2章「緊急活動」第5節「緊急輸送計画」に準ずる。

9 保健衛生・防疫活動

「本編」第3部「災害応急対策計画」第4章「民生安定活動」第8節「防疫及び保健衛生計画」に準ずる。

第2節 資機材、人員等の配備手配

1 資機材の調達手配

「本編」第2部「災害予防計画」第3章「災害に強い体制づくり」第3節「救助、救急、医療体制、保健医療体制整備計画」及び第4章「災害対策への備え」第2節「物資等の確保」に準ずる。

2 人員の配備

主体	主な取組
市	● 人員の配備状況を把握し、必要に応じて、県への人員派遣等要請を行う。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

主体	主な取組
防災関係機関	● 地震が発生した場合において、市防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成する。

第3節 他機関に対する応援要請

1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定については、「本編」第2部「災害予防計画」第3章「災害に強い体制づくり」第6節「広域的応援体制整備計画」及び第3部「災害応急対策計画」第1章「防災体制」第5節「広域応援・雇用」に準ずる。

2 市は、必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い応援を要請する。

3 自衛隊の災害派遣に関しては、知事に派遣要請を行う。

「本編」第3部「災害応急対策計画」第1章「防災体制」第6節「自衛隊災害派遣要請」に準ずる。

4 市は、災害が発生し、県に対し応援要請を行うこととなった場合に備え、県との連絡体制を保持し、活動拠点等受入れ体制を確保するように努める。

「本編」第2部「災害予防計画」第3章「災害に強い体制づくり」第6節「広域的応援体制整備計画」及び第3部「災害応急対策計画」第1章「防災体制」第5節「広域応援・雇用」に準ずる。

第4節 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応については、「本編」第3部「災害応急対策計画」第2章「緊急活動」第4節「交通の確保」に準ずる。

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

主体	主な取組
市、県	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場の整備の方針及び計画を定める。 ● 防災行政無線等の整備等の方針及び計画を定める。 ● 海岸保全施設整備について、海岸保全施設の耐震性の向上等について、計画的に推進する。
河川、海岸、港湾及び漁港の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波のおそれがある場合、必要に応じて水門及び閘門の閉鎖を行う。工事中であれば直ちに工事を中断する。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。 ● 次の計画に基づき、各種整備等を行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 堤防、水門等の点検方針・計画 2) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画 3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

その他の事項については、「本編」第2部「災害予防計画」第2章「災害に強いまちづくり」第3節「公共施設等災害予防計画」及び第7節「津波災害予防計画」に準ずる。

第2節 津波に関する情報の収集・伝達等

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波警報等の情報の収集・伝達に関する役割分担や連絡体制の検討にあたって、次の事項に配慮する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 津波に関する情報が、管轄区域内の地域住民、公私の団体（以下「地域住民等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。この際、障害のある人や外国人等の要配慮者に配慮する。 2) 津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て地域住民等に対し広報を行うこと。 3) 船舶に対する津波警報等の伝達 4) 船舶漁船等の固定、港外退避などの措置 5) 市域内の被害状況の迅速・確実な把握 6) 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること。

その他、津波警報等の情報の伝達に係る基本的事項は「本編」第3部「災害応急対策計画」第1章「防災体制」第2節「防災情報及び被害情報」及び第7節「津波災害情報の伝達等」に準ずる。

第3節 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示等の発令基準は、「本編」第3部「災害応急対策計画」第2章「緊急活動」第3節「避難及び避難所の設置運営計画」に準ずる。

第4節 避難対策等

(1) 避難指示等の対象区域

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震発生時において津波による避難指示等の対象となる地域は、県が作成する津波浸水想定図の津波浸水想定区域とする。なお、レベル2の津波（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波）にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定する。 ● 津波浸水想定区域ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域の範囲 2) 想定される危険の範囲 3) 津波避難場所（屋内、屋外の種別） 4) 避難場所に至る経路 5) 避難指示等の伝達方法 6) 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等 7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(2) 避難計画

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。 ● 災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。 ● 避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する。 ● 避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておく。なお、県の管理する施設を避難所として開設する際には、県の協力を得る。 ● 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。 2) 津波の発生のおそれによる避難指示等が行われたときの避難所、避難場所までの介護及び搬送については、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体でルールを決めて計画

主体	主な取組
	<p>を策定する。また、自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。</p> <p>3) 地震が発生した場合、市は避難行動要支援者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定める。 ● 避難所における救護上の留意事項 <ol style="list-style-type: none"> 1) 避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ① 収容施設への収容 ② 飲料水、主要食料及び毛布の供給 ③ その他必要な措置 2) 上記に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 流通在庫の引渡し等の要請 ② 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請 ③ その他必要な措置 ● 地域住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。 ● 地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難所、避難場所等の指定、津波情報の収集、伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。津波避難計画の策定に当たっては、津波到達時間や避難者の避難速度を十分に考慮する。
自主防災組織、自衛消防組織	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び災害対策本部の指示に従い、市民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

第5節 消防機関等の活動

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達 2) 津波からの避難誘導 3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援 4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 ● 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知 2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置 3) 水防資機材の点検、整備、配備

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させる措置を講ずる。

「本編」第2部「災害予防計画」第2章「災害に強いまちづくり」第4節「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」及び第3部「災害応急対策計画」第5章「機能確保活動」第1節「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

2 電気

電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

「本編」第2部「災害予防計画」第2章「災害に強いまちづくり」第4節「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」及び第3部「災害応急対策計画」第5章「機能確保活動」第1節「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

「本編」第2部「災害予防計画」第2章「災害に強いまちづくり」第4節「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」及び第3部「災害応急対策計画」第5章「機能確保活動」第1節「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

4 通信

「本編」第3部「災害応急対策計画」第5章「機能確保活動」第1節「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

5 放送

地震・津波情報の伝達については、「本編」第3部「災害応急対策計画」第1章「防災体制」第3節「災害広報及び報道」及び第7節「津波災害情報の伝達等」に準ずる。

第7節 交通

1 道路

主体	主な取組
市、道路管理者、 県警察	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波襲来により危険度が高いと予想される区域及び避難経路として使用が予定されている道路について、次に定める交通規制を行うとともに事前の周知徹底を図る。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 危険区域及び避難経路への通行禁止又は進入制限 2) その他必要な交通規制

その他事項については、「本編」第3部「災害応急対策計画」第2章「緊急活動」第4節「交通の確保」及び5章「機能確保活動」3節「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

2 海上

主体	主な取組
海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ● 海上交通の安全を確保するため、必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。
港湾管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波襲来のおそれがある場合、可能な限り船舶や港湾施設利用者への津波情報の伝達、港湾施設利用者の避難など、安全確保対策をとるものとする。

3 鉄道

「本編」第3部「災害応急対策計画」第2章「緊急活動」第4節「交通の確保」に準ずる。

第8節 市が自ら管理又は運営する施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入する施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波警報等の入場者等への伝達 <ol style="list-style-type: none"> 1) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう、適切な伝達方法を検討すること。 2) 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。 3) 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう、来場者等に対し伝達する方法を明示すること。 ● 入場者等の安全確保のための退避等の措置 ● 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置 ● 出火防止措置 ● 水、食料等の備蓄 ● 消防用設備の点検、整備 ● 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備 ● 市が管理する施設における具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 個別事項

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校等にあつては、次の措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 避難の安全に関する措置 2) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置 ● 社会福祉施設にあつては、重度障害のある人、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部又は現地対策本部等が置かれる庁舎等の管理者は、1(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 非常用発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保 2) 無線通信機等通信手段の確保 3) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保 ● 災害対策本部を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その

主体	主な取組
	施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。 ● 屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力を県に要請する。
施設管理者	● この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、1（1）又は1（2）に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3 工事中の建築物等に対する措置

主体	主な取組
市	● 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断する。

第9節 迅速な救助

主体	主な取組
市	（1）消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制 ● 消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両、資機材の確保に努める。 （2）緊急消防援助隊の受援体制の整備 ● 緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等により緊急消防援助隊の受援体制の整備を行う。 （3）実動部隊の救助活動における連携の推進 ● 自衛隊、警察、消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。 （4）消防団の充実 ● 消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1節 南海トラフ地震に関連する情報

1 情報の種類及び発表条件

南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、以下の情報が気象庁から発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ● 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ● 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

2 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ● 1箇所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ● その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ● 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※4}8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ● 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ● 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべ

キーワード	各キーワードを付記する条件
	りが発生したと評価した場合
調査終了	● 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフ地震の想定震源域と想定震源域の海溝軸外側 50 km程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第4章「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2節「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部の設置等

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第4章「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2節「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。
- (2) 災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、「本編」第2部「災害予防計画」第3章「災害に強い体制づくり」第1節「災害応急体制整備」及び第3部「災害応急対策計画」第1章「防災体制」第1節「防災組織・防災体制」に準ずる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第4章「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2節「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

- (1) 災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備する。
その収集体制は、「本編」第3部「災害応急対策計画」第1章「防災体制」第2節「防災情報及び被害情報」及び第7節「津波災害情報の伝達等」に準ずる。
- (2) 避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、「本編」第3部「災害応急対策計画」第1章「防災体制」第2節「防災情報及び被害情報」及び第7節「津波災害情報の伝達等」に準ずる。
- (3) 災害対策本部からの指示事項等の伝達については、「本編」第2部「災害予防計画」第3章「災害に強い体制づくり」第1節「災害応急体制整備」及び第3部「災害応急対策計画」第1章「防災体制」第1節「防災組織・防災体制」に準ずる。

4 災害応急対策をとるべき期間等

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

5 避難対策等

（1）地域住民等の避難行動等

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかける。

（2）避難所の運営

避難後の救護の内容については、第4章「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第4節「避難対策等」に準ずる。

6 消防機関等の活動

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定める。
水防管理団体等	<ul style="list-style-type: none"> ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう措置をとる。

7 警備対策

主体	主な取組
県警察	<ul style="list-style-type: none"> ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 正確な情報の収集及び伝達 2) 不法事案等の予防及び取締り 3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

8 ライフライン（水道、電気、ガス）、通信、放送関係

（１）水道

必要な飲料水を供給する体制を確保する。

（２）電気

指定公共機関の中国電力株式会社等の電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保する。

（３）ガス

主体	主な取組
ガス事業者	● 指定地方公共機関である岡山ガス株式会社及び（一社）岡山県L Pガス協会等は、必要なガスを供給する体制を確保する。
都市ガス事業者	● ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定める。

（４）通信

通信各社は、「本編」第1部「総則」第3章「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定める。

（５）放送

- 1) 指定公共機関の日本放送協会岡山放送局は、「本編」第1部「総則」第3章「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定める。
- 2) 指定地方公共機関の各民放放送会社は、「本編」第1部「総則」第3章「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じた措置を行うための実施体制を定める。

9 金融機関

指定公共機関の日本銀行岡山支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置としてとるべき内容は、「本編」第1部「総則」第3章「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

10 交通

(1) 道路

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。 ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、車両の走行は極力抑制するものとし、その周知を図る。
県警察	<ul style="list-style-type: none"> ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知を図る。

- 1) 情報提供の方法については、第4章「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第7節「交通」1「道路」に準ずる。
- 2) 周知方法の内容は、第4章「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第7節「交通」1「道路」に準ずる。

(2) 海上

主体	主な取組
玉野海上保安部、 港湾管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意する。
港湾管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意する。

その他事項については、第4章「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第7節「交通」2「海上」に準ずる。

(3) 鉄道

主体	主な取組
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行う。 ● 津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとる。 ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行う。

その他事項については、第4章「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第7節「交通」に準ずる。

1.1 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 庁舎等公共施設に共通する事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達 ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置 ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置 ④ 出火防止措置 ⑤ 水、食料等の備蓄 ⑥ 消防用設備の点検、整備 ⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備 ⑧ 各施設における緊急点検、巡視 上記の①～⑧における実施体制（⑧においては実施必要箇所を含む）は、施設ごとに別に定める。 2) 個別事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置 ② 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置 ③ 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法 ④ 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法 上記の①～④における具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

第4章「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第8節「市が自ら管理又は運営する施設等に関する対策」2「災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置」に準ずる。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

第4章「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第8節「市が自ら管理又は運営する施設等に関する対策」3「工事中の建築物等に対する措置」に準ずる。

1 2 滞留旅客等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策は、第4章「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第4節「避難対策等」に準ずる。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部の設置等

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、第4章「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2節「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。
- (2) 災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、「本編」第2部「災害予防計画」第3章「災害に強い体制づくり」第1節「災害応急体制整備」及び第3部「災害応急対策計画」第1章「防災体制」第1節「防災組織・防災体制」に準ずる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第4章「津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項」第2節「津波に関する情報の収集・伝達等」に準ずる。

3 災害応急対策をとるべき期間等

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

4 市のとるべき措置

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなど、防災対応をとる旨を呼びかける。 ● 施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 施設整備の方針

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難場所、避難路その他、地震防災上緊急に整備すべき施設の整備については、南海トラフ地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急五箇年計画において、基本方針及び具体的な整備計画を定めて事業を推進する。 ● 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。 ● 施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震その他の地震に対する防災効果を考慮する。

2 実施内容

(1) 建築物、構造物等の不燃化・耐震化

「本編」第2部「災害予防計画」第2章「災害に強いまちづくり」第1節「建物、まちの不燃化耐震化計画」に準ずる。

(2) 避難場所の整備

「本編」第2部「災害予防計画」第2章「災害に強いまちづくり」第8節「指定緊急避難場所及び避難路等整備計画」に準ずる。

(3) 避難経路の整備

「本編」第2部「災害予防計画」第2章「災害に強いまちづくり」第8節「指定緊急避難場所及び避難路等整備計画」に準ずる。

(4) 土砂災害防止施設

「本編」第2部「災害予防計画」第2章「災害に強いまちづくり」第3節「公共施設等災害予防計画」に準ずる。

(5) 津波防護施設

「本編」第2部「災害予防計画」第2章「災害に強いまちづくり」第7節「津波災害予防計画」に準ずる。

(6) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備

「本編」第2部「災害予防計画」第4章「災害対策への備え」第1節「防災業務施設・設備等の整備」に準ずる。

(7) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

「本編」第2部「災害予防計画」第2章「災害に強いまちづくり」第3節「公共施設等災害予防計画」に準ずる。

(8) 通信施設の整備

「本編」第2部「災害予防計画」第3章「災害に強い体制づくり」第2節「情報の収集連絡体制整備」に準ずる。

第7章 防災訓練計画

1 防災訓練

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。 ● 県、防災関係機関及び自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を実施するよう努める。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 動員訓練及び本部運営訓練 2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練 3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練 4) 災害の発生状況、避難指示等、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練 ● 防災訓練の実施に当たって配慮すべき事項は、下記のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個人に定着させるよう工夫すること。 2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること。
市、防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。 ● 上記の防災訓練は、11月5日の「津波防災の日」に津波避難訓練を実施するなど、年1回以上実施するよう努める。 ● 上記の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

その他事項については、「本編」第2部「災害予防計画」第1章「災害に強い地域づくり」第1節「自立型災害活動の促進に向けた環境整備」及び第3章「災害に強い体制づくり」第4節「行政機関防災訓練計画」に準ずる。

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

1 市職員に対する教育

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行う。 ● 防災教育の内容は次のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 3) 地震、津波に関する一般的な知識 4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割 6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

主体	主な取組
市、関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と協力して、ハザードマップの作成、見直し、周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施する。 ● 防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。 なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 3) 地震、津波に関する一般的な知識 4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発

主体	主な取組
	<p>表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>5) 正確な情報入手の方法</p> <p>6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p>8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</p> <p>9) 避難生活に関する知識</p> <p>10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p>11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</p>

3 児童・生徒等に対する教育

主体	主な取組
市	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、地震、津波に関する知識や避難の方法等の防災教育の推進を図る。 ● 学校等においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等を踏まえ継続的な防災教育に努める。 ● 旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は沿岸地域だけでなく市内全地域で行う必要がある。

4 相談窓口の設置

市及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第9章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の施策目標等

南海トラフ地震に係る地震防災対策については、第1章 第1節に記載する本計画の目的、基本理念を踏まえ、ハード・ソフト対策を総動員して地震・津波対策を推進するものとする。
なお、基本的施策の計画等は次のとおりとする。

計画	主な取組
晴れの国おかやま生き生きプラン	● 「晴れの国おかやま生き生きプラン」に、令和3年度から令和6年度までの4年間で重点的に取り組む行動計画の一つとして設けた「防災対策強化プログラム」に定める重点施策に取り組み、その数値目標の達成を目指す。
地震防災対策緊急事業五箇年計画	● 地震防災上緊急に整備すべき施設については、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画により、整備を推進する。
玉野市国土強靱化地域計画	● 将来にわたって安心して暮らせる安全な地域であり続けるため、玉野市国土強靱化地域計画に基づき、県や民間事業者等と連携し、平常時から限られた資源を有効に活用しながら市の強靱化を着実に進め、大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧、復興が可能な地域経済社会の構築を図る。